二十九　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

三十　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

三十一　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。

三十二　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

A×α

算式の符号

A　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）

イ　過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額

ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　１から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

三十一　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

三十二　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。

三十三　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十九号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十九号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

A×α

算式の符号

A　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）

イ　過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額

ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　１から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。